

経済産業委員会

委員一覧（21名）

| | | |
|---------------|------------|-----------|
| 委員長 渡辺 秀央（民主） | 下田 敦子（民主） | 塚田 一郎（自民） |
| 理事 鈴木 陽悦（民主） | 直嶋 正行（民主） | 古川 俊治（自民） |
| 理事 藤原 正司（民主） | 中谷 智司（民主） | 松田 岩夫（自民） |
| 理事 増子 輝彦（民主） | 姫井 由美子（民主） | 丸川 珠代（自民） |
| 理事 加納 時男（自民） | 藤末 健三（民主） | 松 あきら（公明） |
| 理事 松村 祥史（自民） | 前田 武志（民主） | 山本 香苗（公明） |
| 川合 孝典（民主） | 荻原 健司（自民） | 松下 新平（無） |

(19.10.18現在)

（1）審議概観

第168回国会において本委員会に付託された議案は、内閣提出に係る法律案2件及び承認案件1件（いずれも衆議院先議）の計3件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願3種類68件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

製品の安全対策 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案は、製品の経年劣化による消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、その保守を促進することが適当な消費生活用製品について、点検その他の保守に関する情報の提供及び体制整備等の措置を講じようとするものである。また、電気用品安全法の一部を改正する法律案は、リチウムイオン蓄電池の法制度上の位置付けを明確化し、基準適合義務を課すとともに、旧電気用品取締法の規定により電気用品に付された表示を現行法の規定により付されたPSEマークとみなす特例措置等を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、経年劣化対策における消費者の責務の在り方、通知・点検制度の実効性を確保するための施策、PSE騒動の反省を踏まえた今後の製品安全体制の在り方等について質疑が行われ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対して、それぞれ附帯決議が付された。

北朝鮮に対する経済制裁 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、全会一致をもって承認すべきものと議決された。

〔国政調査等〕

10月23日、原油価格高騰の国民生活及び産業への影響、独立行政法人産業技術総合研究所における危険物病原体の管理、米韓及び韓・EU間のFTAが我が国産業に及ぼす影響、中小企業に対する金融・税制上の支援策、我が国の資源・エネルギー外交

の在り方と課題、コンテンツ産業振興に資する人材育成等について質疑を行った。

11月27日、新潟県中越沖地震後の東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の状況及び同地震の地域経済への影響等に関する実情調査のため、新潟県に視察を行った。

12月4日、南アフリカ共和国及びボツワナ共和国に対する資源外交及びシンガポール共和国における東アジア経済統合に係る協議について甘利経済産業大臣から報告を聴いた後、我が国の今後の資源戦略の在り方、日アセアン包括的経済連携（A J C E P）の意義、原油価格高騰の要因と国際・国内対策、地球温暖化防止に係る国際・国内的取組、自然エネルギーの利用促進による地域経済活性化、地方再生及び農商工連携、建築確認手続の遅延が国内経済に及ぼす影響等について質疑を行った。

12月13日、原油価格高騰を踏まえたエネルギー政策及び資源外交の重要性、原油価格高騰が中小企業経営に与える影響と国の支援策、中小企業向け租税特別措置の政策効果等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成19年10月18日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月23日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 原油価格高騰の国民生活及び産業への影響に関する件、独立行政法人産業技術総合研究所における危険物病原体の管理に関する件、米韓及び韓・EU間のFTAが我が国産業に及ぼす影響に関する件、中小企業に対する金融・税制上の支援策に関する件、我が国の資源・エネルギー外交の在り方と課題に関する件、コンテンツ産業振興に資する人材育成に関する件等について甘利経済産業大臣、岩城内閣官房副長官、山本内閣府副大臣、中野経済産業副大臣、古川法務大臣政務官、荻原経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人産業技術総合研究所理事一村信吾君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕増子輝彦君（民主）、藤末健三君（民主）、中谷智司君（民主）、加納時男君（自民）、松村祥史君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（無）

○平成19年11月8日（木）（第3回）

- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
- 電気用品安全法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月13日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
電気用品安全法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について甘利経済産業大臣、中野経済産業副大臣、新藤経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 川合孝典君（民主）、姫井由美子君（民主）、丸川珠代君（自民）、塚田一郎君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（無）

（閣法第1号）賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

（閣法第2号）賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第2号）
(衆議院送付)について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第2号）賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

○平成19年12月4日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 南アフリカ共和国及びボツワナ共和国に対する資源外交に関する件及びシンガポール共和国における東アジア経済統合に係る協議に関する件について甘利経済産業大臣から報告を聴いた後、両件、原油価格高騰の要因と国際・国内対策に関する件、地球温暖化防止に係る国際・国内の取組に関する件、自然エネルギーの利用促進による地域経済活性化に関する件、地方再生及び農商工連携に関する件、建築確認手続の遅延が国内経済に及ぼす影響に関する件等について甘利経済産業大臣、中野経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官、荻原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 増子輝彦君（民主）、前田武志君（民主）、下田敦子君（民主）、鈴木陽悦君（民主）、古川俊治君（自民）、塚田一郎君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（無）

○平成19年12月13日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 原油価格高騰を踏まえたエネルギー政策及び資源外交の重要性に関する件、原油価格高騰が中小企業経営に与える影響と国の支援策に関する件、中小企業向け租税特別措置の政策効果に関する件等について甘利経済産業大臣、新藤経済産業副大臣、山本経

済産業大臣政務官、荻原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 藤原正司君（民主）、中谷智司君（民主）、松下新平君（無）

○平成20年1月15日（火）（第7回）

- 請願第154号外67件を審査した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、製品の経年劣化による消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、その保守を促進することが適当な消費生活用製品について、点検その他の保守に関する情報提供、点検その他の保守の体制整備等を確保するための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義の追加

消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみて適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものを「特定保守製品」とする。

二、事業の届出

特定保守製品の製造又は輸入事業者（以下「特定製造事業者等」という。）は、事業開始の日から30日以内に、製品の型式の区分その他の事項を主務大臣に届け出なければならない。

三、点検期間の設定及び特定保守製品への表示

1 特定製造事業者等は、特定保守製品について、標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（以下「設計標準使用期間」という。）及び設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検を行うべき期間（以下「点検期間」という。）を定めなければならない。

2 特定製造事業者等は、特定保守製品に、設計標準使用期間及び点検期間を表示するとともに、その製品の所有者が氏名、住所等の所有者情報を特定製造事業者等に提供するための書面等を添付しなければならない。

四、引渡時の説明等

特定保守製品の売買その他の取引等を行う事業者は、特定保守製品の引渡しに際し、取得者に対して、特定保守製品の保守の必要性等について説明しなければならない。

五、点検通知及び点検実施

1 特定製造事業者等は、所有者名簿に記載された者に対し、点検期間内に点検を行う

ことが必要である旨等の通知を発しなければならない。

- 2 特定製造事業者等は、特定保守製品について、点検期間中に点検の実施を求められたときは、点検を行わなければならない。

六、改善命令

主務大臣は、特定製造事業者等が特定保守製品への表示義務等の規定に違反していると認めるときは、事業者等に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

七、特定保守製品の点検その他の保守の体制整備

- 1 特定製造事業者等は、主務大臣が定める基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。
- 2 主務大臣は、特定保守製品の点検その他の保守の体制整備が基準に照らして著しく不十分な特定製造事業者等に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令をすることができる。

八、主務大臣による情報収集と事業者の責務

- 1 主務大臣は、特定保守製品その他経年劣化により安全上支障が生じ消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる消費生活用製品（以下「特定保守製品等」という。）について、経年劣化に起因する事故に関する情報を収集及び分析するとともに、その結果を公表する。
- 2 特定保守製品等の製造事業者等は、主務大臣が公表した経年劣化に関する情報を活用し、設計の工夫、表示の改善等を行うとともに、消費者に対し、経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を適切に提供するよう努めなければならない。

九、罰則

特定製造事業者等の届出義務違反、主務大臣の改善命令違反等について、所要の罰則を設ける。

十、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、施行状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 経年劣化による製品事故は、消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれがあることから、特定保守製品の指定に当たっては、事故情報の収集・分析等を通じて絶えず検討を行い、必要があれば対象を拡大すること。
- 二 経年劣化事故の未然防止を実効性のあるものとするためには、所有者の点検受検率を上げることが必須であることにかんがみ、製造・輸入事業者、販売事業者等の緊密な連携ときめ細かな対応により、確実に所有者情報を収集し、点検を通知するための仕組み

を構築すること。

また、本法に基づく所有者情報の収集や点検通知の対象とならない既販品についても、電気・ガス事業者等の持つ情報の活用やマスマディアを通じた点検の要請等により、点検実施体制が万全なものとなるよう努めること。

三 規制対象となる特定保守製品は、不動産取引に付随して取引されることが多いと考えられることから、不動産仲介業者や設置事業者等の関連事業者の責務をガイドライン等により明確化するとともに、特に家屋の賃貸人やレンタル事業者等の「特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者」には、点検が確実に行われるよう徹底すること。

四 製品が長く大切に使用されることは省資源等の観点から賞賛されるべきであることにかんがみ、製品設計においては、いかなる障害が起きても安全な側に制御する「フェイルセーフ」の思想に基づいた安全・安心な製品づくりを促進すること。

右決議する。

電気用品安全法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、蓄電池による危険の発生を防止するため、基準適合義務を課すこと等により、その製造、販売等を規制するとともに、旧電気用品取締法に基づく表示の付された電気用品の安定的な流通を確保するための特例措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義の追加

電気用品の定義に「蓄電池であって、政令で定めるもの」を追加する。

二、旧電気用品取締法の表示に係る特例

旧電気用品取締法の規定により電気用品に付された表示は、電気用品安全法の規定により付された表示（PSEマーク）とみなす。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、旧電気用品取締法の表示に係る特例に関する規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、施行状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 携帯電話やノート型パソコンなどの携帯用電子機器での使用が急速に拡大しているリチウムイオン蓄電池については、発火事故等が起こった場合に甚大な被害をもたらすおそれがあることにかんがみ、業界と連携して、早急に適切な技術基準を策定すること等その安全対策に万全を期すこと。

二 社会的混乱を引き起こしたPSE騒動の反省を踏まえ、中古品販売事業者や消費者の信頼回復に努めるため、今回の法改正の内容や中古品の販売に当たって留意すべき製品事故情報等について、中古品販売事業者等への周知徹底を図ること。

また、近年、中古品販売事業者数及びその市場規模が拡大していることを踏まえ、安全な中古電気製品が市場に流通するような業界の自主制度の確立及びその普及に努めること。

右決議する。

**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
(閣承認第2号)**

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成19年10月9日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成19年10月14日から平成20年4月13日までの間、引き続き、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。